

「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」への意見

2026年5月22日

日本証券業協会

<株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項>

項番	該当箇所	意見・質問等
1	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項  全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 近年、個人株主数は漸次増加しており 2025 年度末には名寄せ後の人数で 1600 万人を超えている。（証券保管振替機構「株式等振替制度 株式 5 属性別株主数状況（人数）【6か月類型】」  <a href="https://www.jasdec.com/statistics/">https://www.jasdec.com/statistics/</a>）</li> <li>▶ このように多くの国民が株主となっている中、株式の発行の在り方や株主総会の在り方に関して広く見直しを行うにあたっては、政府による広報活動を十分に行っていただくとともに、発行会社からも積極的な周知活動を行っていただきたい。</li> </ul>
2	第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し 第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項  全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 社会のデジタル化が進展する中、株主の権利に配慮しつつ株主総会の運営のデジタル化を一層進める見直しがされていることは、時宜にかなったものであると考える。</li> <li>▶ ただし、「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下「補足説明」という）において、以下の各提案の背景として、発行会社にとっての負担や煩雑さが挙げられているが、その一方で、各提案が証券会社による対応に依拠したり善意に期待することを前提とした見直しとなることのないよう、全ての関係者が納得でき、かつ無理のない制度となるよう、慎重なご検討をお願いしたい。</li> </ul>
3	第2部 第3の1 （書面交付請求制度の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ A案に関しては、株主総会の運営のデジタル化に資するものである観点や、現行の書面交付請求制度に対応するために証券会社が抱えている負担が解消に向かうといった観点において、望ましいものとする。</li> <li>▶ ところで、補足説明 72 頁 26 行目においてデジタルデバインドの株主が依頼する相手先として「身近な者」とと</li> </ul>

項番	該当箇所	意見・質問等
		<p>もに挙げられている「サービス会社」は、これまでの貴部会での議論を踏まえると、念頭に置かれている主体の一つは証券会社であると推察する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ そして、補足説明 73 ページ 33 行目から 74 ページ 9 行目において、書面交付請求制度廃止後におけるデジタルデバインドの株主への対応としての実務慣行の具体例として、「サービス会社」等が、任意に、希望する株主の費用負担のもとで、株主総会資料を印刷して郵送する実務が提案されている。</li> <li>➤ しかしながら、現行の書面交付請求制度では、銘柄ごとの対応が必要であること等により証券会社の事務負担は重いものとなっているうえ、証券会社は対応にあたって負担した実費を顧客から回収することはできていないことからすると、今回の提案における依頼への対応を任意で行おうとする証券会社は限られることが予想される。</li> </ul> <p>その一方で、前述の補足説明の記載は証券会社に法的な義務を課すものではないと理解しているものの、任意で対応する証券会社の数や対応内容がデジタルデバインドの株主への対応に十分では無いと証券会社が社会から厳しい評価を受けることを懸念する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ A案の条件が、「任意」としつつも、証券会社がデジタルデバインドの株主への対応の役割を事実上義務的に背負わなければならないものになることのないよう、慎重にご検討いただきたい。</li> <li>➤ 本来、株主の管理や株主総会の運営は発行会社と株主との間で完結されるべきものであって、株主総会資料の提供についても、発行会社により対応されるべきものと考えられる。</li> </ul> <p>それにもかかわらず、デジタルデバインドの株主への対応を、発行会社ではなく、証券会社を含む第三者に期待することは、制度における役割分担が異なると考える。</p>
4	第2部 第3の1 (書面交付請求制度の見直し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ B案が採られるのであれば、現行制度は何も変えないでいただきたい。証券会社では書面交付請求制度に対応するための実務が構築されており、安定的な運用が行われている。第1回の貴部会において「安易に制度を改変すると、かえって負担が増えることにもなりかねないので、変えるときにはもう思い切ってなくすというところまで踏み込んで考えるべき」、「過渡期的にまた別の制度を作って負担が増えるということは、余りよろしくない」との意見があったように、仮に現行制度の一部が変更された上で継続されることとなれば、実務変</li> </ul>

項番	該当箇所	意見・質問等
		<p>更のためのコストや労力が生じるほか、新制度を継続して運営するための負担が従来以上となることを懸念する。</p>
5	<p>第2部 第3の2 (書面による議決権の行使についての見直し)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 補足説明 75 頁 26 行目から 29 行目において、電磁的方法による議決権の行使について、株主本人が直接インターネットを使用することに支障がある場合であっても、身近な者や「サービス会社」に依頼するなどの様々な代替手段に益々アクセスしやすくなっており、株主に過度な負担が生ずるものではないとも考えられる、とされている。</li> <li>▶ ここでの「サービス会社」も、前述3と同じく、これまでの貴部会での議論を踏まえると、念頭に置かれている主体の一つは証券会社であると推察する。</li> <li>▶ ここで念頭に置かれている、証券会社等に対する依頼が具体的に何であるかは定かではないが、仮に電磁的方法による議決権行使のデジタルデバイドの株主に対するサポートなのであれば、そのサポートに関してトラブル等が発生する可能性を念頭に、その対応が法的にどのような行為に当たるのか整理した上で、責任関係を明らかにするために証跡を残す等の慎重な対応が必要になることが考えられる。</li> <li>▶ また、サポートに誤りが無いよう慎重に対応を行うことも不可欠であり、一連の対応に係る負担は大きなものとなることが考えられる。特に、株主総会の開催が集中する時期にサポートの依頼が多く寄せられると、証券会社の業務運営に影響を生じかねない。</li> <li>▶ 電磁的方法による議決権の行使の促進が、証券会社がデジタルデバイドの株主への対応の役割を事実上義務的に背負わなければならないことを前提とするものになることのないよう、慎重にご検討いただきたい。</li> </ul>
6	<p>第2部 第3の3 (株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ まず、証券会社においては、口座管理のために顧客のメールアドレスを取得する必要は必ずしも無く、そのため、規模や業態により差異はあるものの、メールアドレスを把握していない顧客は多数にのぼっている。</li> <li>▶ 把握している顧客のメールアドレスについても、それはあくまで証券会社の口座管理のためのものであり、発行会社の株主管理のためのものではない。</li> <li>▶ また、顧客が届け出る際に間違っていたり、証券会社に連絡が無いままメールアドレスが変更されていたりする事例が多く、把握しているメールアドレスの正確性を証券会社が担保することは難しい。</li> </ul>

項番	該当箇所	意見・質問等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 加えて、昨年、フィッシング詐欺等によって窃取した顧客情報を用いた証券口座への不正アクセス・不正取引等によってインターネット取引サービスでの被害が発生したことを受け、証券業界においてはメールを用いて顧客へ連絡することには極めて慎重に対応している。</li> <li>➤ また、政府や警察等からもフィッシング詐欺への注意喚起がなされ、不審なメールや SMS に対する警戒は社会全体で高まっている。それでも、令和7年におけるフィッシング詐欺は前年より 42%増加しており、手口も AI の技術を悪用するなどにより巧妙化している（警察庁「令和7年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」<a href="https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/R07_cyber_jousei.pdf">https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/R07_cyber_jousei.pdf</a>）ことを踏まえると、株主総会の招集通知をメール等により通知することとなれば、この通知をかたった新たなフィッシング等の迷惑メールを惹起する恐れがある。</li> <li>➤ このような状況においては、証券会社を經由してメールアドレスを発行会社に連携する仕組み、また、証券会社であるかどうかに関わらず電子メールに依拠した仕組みは、成り立ちにくいと考えられる。</li> </ul>
7	第2部 第3の3 (株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現行の「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「振替法」という）第151条では、総株主通知において株主の同意や承諾を得ることは要件とされており、当然実務においても行われていないため、この提案に従って口座管理機関（証券会社）が株主のメールアドレス等を総株主通知を通じて伝達しようとするならば、総株主通知の実務に新しい手順として「メールアドレス等を収集すること」だけでなく「同意を得ること」も加わることとなる。</li> <li>➤ したがって、証券会社においてメールアドレスを既に把握している顧客からも同意を取り付けることが必要となるが、このこと自体に相応の負担が生じるだけでなく、返答の有無や内容によって管理や対応を分ける必要が生じることも、相当程度の負荷となると考えられる。</li> <li>➤ この提案の背景として、補足説明77頁10行目では「株式会社が株主の個別の承諾を得ることは煩雑」とあることが挙げられているが、証券会社が同意を得ることにすれば煩雑さが軽減できるという訳ではない。</li> <li>➤ さらに、補足説明79頁2行目から4行目にも記載されているように、証券会社においてシステム変更を行い、新たな運用に対応するためには多大なコストや労力が発生すると考えられる。</li> </ul>

項番	該当箇所	意見・質問等
8	第2部 第3の3 (株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 補足説明 79 頁 9 行目から 21 行目において、異なる会社に対して別々のメールアドレス等を登録する案に関する記載があるが、証券会社が 1 名の顧客につき複数のメールアドレスを把握すること自体、必要がないうえ管理が煩雑になるため、極めて稀である。仮に複数のメールアドレスを把握していたとしても、異なる会社に対して別々のメールアドレス等を登録することは、極めて複雑な事務が発生するうえ、登録先の発行会社を取り違える可能性が生じることから極めて慎重な対応が必要となるため、もし証券会社にこの登録の役割を期待されているとしても、その期待に応えることは困難である。</li> <li>▶ また、株主が一つの銘柄の株式を複数の証券会社の口座で保有し、証券会社ごとに異なるメールアドレスを登録している場合、一の発行会社に複数のアドレスが伝えられることになり、その場合は株主への連絡にメールアドレスをそのまま利用することが困難になるのではないかと。</li> </ul>
9	第2部 第3の3 (株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 株主総会の招集を電磁的方法に通知する方法について、メールアドレス等を用いる方法の代わりにマイナポータルを利用することを検討してはどうか。 2026 年 4 月末時点におけるマイナンバーカードの保有数は 1 億枚を超え（総務省マイナンバーカード交付状況について」<a href="https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html">https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html</a>）、マイナポータル利用登録者数は 2026 年 2 月末時点で 8400 万人近く（デジタル庁 マイナポータルの利用状況に関するダッシュボード <a href="https://services.digital.go.jp/mynaportal/dashboard/">https://services.digital.go.jp/mynaportal/dashboard/</a>）と、マイナンバー制度に関する手続きは広く国民に浸透しつつある。巧妙化するフィッシング詐欺対策としても、例えばマイナポータル上で株主総会の招集通知を送付する仕組みにすれば、発行会社としても高い安全性の下で株主に連絡することができるのではないかと。</li> </ul>
10	第2部 第3の3 (株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ (注)において、将来的な見直しとして、株主のメールアドレス等を株主名簿の必要的記載事項とする考え方が挙げられているが、これにより、メールアドレス等を証券会社に届け出ていなければ、株主総会の招集通知を受け取れないのみならず、株主名簿の必要的記載事項を満たせないという理由で株式を買うことができなくなり、株式取引の阻害要因となる可能性が高いため、極めて慎重なご検討が必要であると考えます。</li> </ul>

<実質株主確認制度>

項番	該当箇所	意見・質問等
11	第2部 第2の2 (株主側から株式会社 に対する通知を義務付 ける制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本中間試案において検討されている「株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度」に関し、通知義務の範囲および議決権保有割合に係る閾値の在り方について意見を述べる。</li> <li>➤ 補足資料において指摘されているとおり、通知義務の閾値を3%又は1%とした場合、投資家の実務上の負担が大きくなることや、遵守状況の監視が運用上困難となること、また、大量保有報告制度と異なる閾値を採る合理的理由の説明が容易でないといった課題があると考えます。</li> <li>➤ また、通知義務の範囲および閾値を大量保有報告制度と基本的に同一とする中間試案の考え方は、実務上合理的であり、妥当であると考えます。特に、金融商品取引業者等は、顧客取引や自己勘定取引により多数の上場会社の株式保有状況が継続的に変動することから、閾値が引き下げられた場合には、通知要否の判定や事務対応が著しく増加することが想定される。</li> <li>➤ さらに、通知件数の増加は、発行会社側においても通知の受領・管理等に係る事務負担を生じさせるおそれがあり、制度運用の効率性の観点からも留意が必要と考えます。</li> <li>➤ 仮に通知義務の対象範囲を拡大する方向で検討が行われる場合であっても、金融商品取引業者等については、大量保有報告制度における特例報告制度と同様に、一定の要件の下で通知義務を免除又は緩和する措置を設けることが適当と考えます。</li> <li>➤ 以上を踏まえ、通知義務の閾値の引下げについては、実務上および運用上の課題を十分に考慮した上で、慎重に検討されることを要望する。</li> </ul>
12	第2部 第2の1 (株式会社から実質株 主を確認する制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ いわゆる自己融資見返り株式(証券会社の顧客が信用取引により株式を買い付けた場合、当該株式を担保に入れることとされている。)の実質株主確認については、「指図権者なし」と理解しているが相違ないことを確認したい。</li> <li>➤ また、自己融資見返り株式に対して、実質株主確認が行われないよう制度を設計していただきたい。</li> </ul>

<バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会>

項番	該当箇所	意見・質問等
13	第2部 第1 7 バーチャル社債権者集会	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ハイブリッド出席型バーチャル社債権者集会を含め、バーチャル社債権者集会の導入に賛成である。</li> <li>➤ 社債権者集会の開催は信用事象の発生時等、緊急性が高い場面であることが多いと理解している。また、多くの社債権者は事前に書面によって議決権を行使しており、会場に参集する社債権者は少数（あるいはゼロ）である場合も多いとの指摘がある。</li> <li>➤ バーチャル社債権者集会の実現は、こうした社債権者集会の特徴に合ったものであり、意思結集の迅速化・効率化が期待される。</li> <li>➤ 本人確認の方法等、バーチャル社債権者集会における運用面は、実務に委ねることも含めて柔軟なあり方を検討いただきたい。</li> </ul>
14	第2部 第1 7 バーチャル社債権者集会(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 決議の不認可の特則について、中間試案の内容に賛成であるが、社債権者集会は裁判所の認可が必要であること、当事者の対立構造にはなっていないこと等、株主総会との相違点を踏まえ、具体的な規律について引き続き検討いただきたい。</li> </ul>
15	第2部 第1 7 バーチャル社債権者集会(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 募集事項に定めがなくとも、バーチャル社債権者集会の実施が可能であるとする方向に賛成である。</li> <li>➤ バーチャル社債権者集会をあらかじめ排除しておきたいニーズはあまり想定できないため、既発債を含め、原則としてバーチャル社債権者集会が可能であることとして実務上問題ないと思われる。仮にバーチャル社債権者集会を排除したいニーズがあれば、募集事項の定めによって排除できることとすればよいのではないか。</li> </ul>
16	第2部 第1 8 社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 86条証明書について、電磁的記録による証明書の提示も可能とすることに賛成である。</li> <li>➤ 手続きの円滑化が期待され、また、投資家にとっては、当該社債を取引できない期間が短縮化されれば、利便性の向上にもつながる。</li> <li>➤ なお、中間試案においては、振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使する場面においてのみ、電子化が可能とされているように思われるが、86条証明書の制度自体について電子化を可能としていただきたい。</li> </ul>

項番	該当箇所	意見・質問等
17	第2部 第18条 社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度（注1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 証明書のオリジナルデータを特定することを可能とする措置について、無権利者による権利行使を防止するための措置と理解しているが、書面に比べ、過度に厳格な措置となって、電子化の障壁とならないようにしていただきたい。</li> <li>➤ 86条証明書の交付請求から返還の完了まで、請求を行った社債権者は当該社債の振替の申請又は抹消の申請をすることができない（口座が凍結される）。よって、防止する必要があるのは、複製・偽造された86条証明書によって無権利者が権利行使を行おうとする場合と理解している（ただし、そのような行動のインセンティブはあまり想定しにくいと考えている）。また、この問題は、証明書がオリジナルデータであるかどうかというよりも、誰が86条証明書の交付を受け、返還したのか、発行体において常に把握できるわけではない点がポイントと思われる。</li> <li>➤ よって、例えば、86条証明書の交付及び返還の都度、当該情報が発行体に報告されれば、開催当日は発行体側で社債権者の氏名や本人確認資料等の確認を行い、事前の報告内容と突合する等の実務対応により、当日の86条証明書の提示を省略しても、無権利者による権利行使を防止できるのではないかと。現在は一部の場合に限り、86条証明書の交付及び返還に係る情報が財務代理人等に共有されていると思うが、その仕組みを転用できないか。（これにより発行体において議決権者の特定が可能となるため、社債権者が86条証明書を1週間前に提示することも不要とできないか。）</li> <li>➤ 以上は一案であるが、86条証明書のオリジナルデータの特定を求める以外にも、電子的な証明の方法は考えられる。今後、バーチャル社債権者集会が可能となった際にどのようなシステムが用いられるか、様々な可能性があるため、電子的な証明の方法についても、実務に委ねることも含めて、柔軟な対応を検討いただきたい。</li> </ul>
18	第2部 第18条 社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度（注3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 振替社債の権利者に関する情報の提供について、86条証明書の関連にとどまらず、「発行体による社債権者の把握」というより大きな論点を含んだ非常に重要な問題提起と認識している。</li> <li>➤ 公募社債の大半を占める振替債では、発行体が社債権者を把握することができない。これが、社債権者の意思結集や、発行体と社債権者とのコミュニケーションの支障となっていることが、かねてより指摘されているものの、社債権者集会は定期的には開催されるものではなく、仕組みの導入コストに対してインセンティブが働か</li> </ul>

項番	該当箇所	意見・質問等
		<p>なかったものと思われる。よって、（注3）については、「発行体による社債権者の把握」の仕組みとして、関係者のコスト・メリット、特に利用者として想定される発行体においてどこまでのコスト負担が可能であるのかや、市場での流動性（投資行動）に与える影響等を丁寧に確認のうえ、将来的な課題として慎重に検討いただければ幸いである。</p>

<「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し>

項番	該当箇所	意見・質問等
19	第2部 第4 3 社債権者集会の決議があったものとみなす制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ バーチャル社債権者集会の導入や86条証明書制度の電子化に加えて、多数決による書面決議を可能とする方向に賛成である。</li> <li>➤ 現行の全員同意型の書面決議制度は、その有用性を指摘する声がある一方で、全員の同意が必要であるという要件の厳しさを指摘する声もある。そのため、多数決による意思決定を可能とすることは、意思結集の効率化に資すると考えている。</li> <li>➤ 社債権者集会の開催は緊急性が高い場面が多いこと、多くの社債権者は事前に書面によって議決権を行使していること、また、社債においては個々の社債権者の利益と全体の利益が一致しやすいことから、多数決による書面決議の制度に馴染むものと考えている。</li> <li>➤ 中間試案においてA案とB案が示されているが、A案は主に負担の軽減、B案はそれに加えて手続きの迅速性の向上が期待され、異なる特徴を有するため、並存することも考えられるとの方向に賛成である。</li> <li>➤ A案とB案のどちらが適しているかは、決議内容や社債権者の数、大口の保有者の有無等によって変わるものと思われるが、使用できる場面をそれぞれ法定することは、制度の複雑化が懸念される。少数の社債権者によって決議が成立しうるA案は、社債権者集会の決議要件に照らせば大きな問題はないように思われるが、仮に何らかの規定が必要であれば、最低限の定めとして「B案によらなければならない場合」のみ法定することも考えられるのではないか。</li> <li>➤ なお、多数決による書面決議において86条証明書の提示を必要とするかどうかについては、86条証明書制度の見直し次第ではあるが、手続きの安定性を担保するために、実務上は何らかの形で社債権者の確認を行うことが想定される。発行体において、確認方法を定めるインセンティブがあるので、例えば86条証明書の提示を求めることも考えられるが、実務対応の負担も踏まえ引き続き検討いただきたい。</li> </ul>

以上